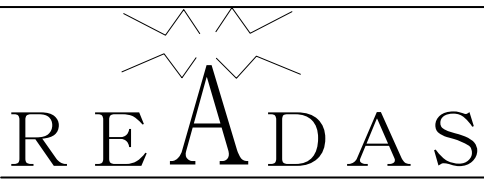


第 4917 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月 6日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ 太陽光発電設備の評価

Q：太陽光発電設備を取得すると、その費用が全額償却できるそうですが、自社株を算定する場合の評価もゼロになるのですか？

A：帳簿価額はゼロですが、自社株を評価する場合の評価額は、いわゆる時価評価になります。

【解説】

青色申告法人が、一定の太陽光発電設備を取得して事業の用に供した場合、即時償却することが認められています。

即時償却すると、帳簿価額はゼロになりますので、自社株評価を純資産価額方式で評価する場合の評価額もゼロになるのではと思われるかも知れませんが、自社株を評価する場合の価額は、財産評価基本通達にしたがって算定することとなり、原則、売買実例価額、精通者意見価格により評価し、これらの価額が明らかでない場合は同種資産の新品価額から評価時点までの期間の償却費の合計額を控除した額によって評価することとなります。

償却費の額は、法定耐用年数を用いて定率法によって計算することとなります。

通常、太陽光発電設備は電気業用設備の17年を使いますが、この電気を使って製品を製造する設備という場合には、その設備の用途等によって耐用年数が異なってくるようになります。

なお、自社株を類似業種比準価額方式で評価する場合には、通常通り、即時償却を適用した場合の課税所得金額を用いて評価することになります。

